



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 公安委員会規則
 - *16 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 告示
 - 1391 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 1
 - *1392 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定 (果樹園芸課)..... 2
 - 1393 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 2
 - 1394 廃川敷地の発生 (河川課)..... 2
- 人事委員会告示
 - 10 平成27年度第2回和歌山県育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員並びに任期付短時間勤務職員採用試験の実施 3
- 公安委員会告示
 - *47 自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等 6
- 選挙管理委員会告示
 - *117 平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号(個人演説会等の公営施設の指定)の一部改正 9
- 公告
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 10

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第16号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月11日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年和歌山県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「(以下「麻薬特例法」という。)」を削り、「及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的な犯罪処罰法」という。)第23条第1項」を「、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第23条第1項及び不正競争防止法(平成5年法律第47号)第35条第3項」に、「及び警備部」を「又は警備部」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1391号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年2月1日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年11月30日

2 名称

特定非営利活動法人ヘルスプロモーション研究センター

3 代表者の氏名

有田幹雄

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市堀止東二丁目7番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、子供の健全な発育を図る活動と広く一般国民および事業者に対する疾病予防活動、特に生活習慣病の予防教育および機能性食品の開発に関する事業を行い、健康な社会の実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1392号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成28年1月10日から施行する。

平成27年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

都道府県	市町村（特別区を含む。）
愛知県	一宮市及び大口町

和歌山県告示第1393号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年12月1日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年12月24日まで縦覧に供する。

平成27年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第52号	和歌山市相坂字宮ノ前120-1

和歌山県告示第1394号

河川区域の変更により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 河川の名称 一級河川貴志川
- 2 廃川敷地が生じた年月日 平成27年12月11日
- 3 廃川敷地の位置 伊都郡かつらぎ町大字新城字嶋田通り636番地先、639番地先、640番地先、640番3地先、字垣内谷口664番1地先、664番3地先及び664番4地先
- 4 廃川敷地の種類及び面積 土地1,565.74㎡

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第10号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項の規定による任期を定めた職員（以下「配偶者同行休業任期付職員」という。）並びに育児休業法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成27年12月11日

和歌山県人事委員会事務局長 岩 城 徹

平成27年度第2回和歌山県育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員並びに任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

＜育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	11人程度	本庁、海草振興局地域振興部、子ども・女性・障害者相談センター、教育委員会等における事務
一般事務・紀 北	2人程度	那賀振興局地域振興部又は伊都振興局健康福祉部における事務
一般事務・紀 中	2人程度	有田振興局健康福祉部又は日高振興局地域振興部における事務
一般事務・西牟婁	2人程度	西牟婁振興局建設部又は教育委員会教育総務局給与福利課紀南分室における事務

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	本庁における事務

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業、配偶者同行休業等の取得状況により変更する場がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成28年1月24日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成28年2月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	平成28年2月上旬	和歌山市	平成28年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成27年12月15日（火）午前10時から平成28年1月8日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成27年12月15日（火）から受付を開始し、平成28年1月8日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは、受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成28年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

- (2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分

○休日 日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

- (3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成27年4月1日現在）であるが、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算され

る。

試験区分	給料月額	適用給料表
育休任期付職員及び配偶者同行休業 任期付職員 (一般事務・和歌山) (一般事務・紀北) (一般事務・紀中) (一般事務・西牟婁)	146,500円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山)	53,559円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員又は配偶者同行休業任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1か月 (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
第2次試験	第2次試験 受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

8 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第47号

和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号）第20条の規定に基づき、自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等を次のように定め、平成28年4月1日から施行する。

平成19年和歌山県公安委員会告示第24号（自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等）は、平成28年3月31日限り、廃止する。

平成27年12月11日

和歌山県公安委員会委員長 溝端 莊 悟

自動車等の運転免許試験を行う場所、日割等

試験場所	試験の種別	試験日	予約の方法等	
			予約の要否	予約方法等
	普通免許 普通仮免許	毎日	予約を要する。	予約は、第一試験場において、口頭又は電話で受け付ける。

和歌山市西1番地 和歌山県自動車運転免許第一試験場 (第一試験場)	大型二輪免許 普通二輪免許	毎週 月曜日		
	大型免許	毎週 月曜日 水曜日		
	大型仮免許	毎週 火曜日 木曜日		
	中型免許	毎週 月曜日 木曜日		
	中型仮免許	毎週 金曜日		
	大型第二種免許	毎週 水曜日 金曜日		
	中型第二種免許	毎週 木曜日		
	普通第二種免許	毎週 月曜日 金曜日		
	大型特殊免許 大型特殊第二種免許	毎週 金曜日		
	けん引免許 けん引第二種免許	毎週 金曜日		
第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。) 特定失効免許 特定取消免許	毎日	予約を要しない。		
外国免許の切替え	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、第一試験場において、口頭又は電話で受け付ける。	
小型特殊免許 原付免許	毎週 火曜日 木曜日	予約を要する。	予約は、県内各警察署において、口頭で受け付ける。	
田辺市中万呂50番地の5 和歌山県自動車運転免許第二試験場 (第二試験場)	普通仮免許	毎週 火曜日 毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 毎月第1水曜日は、技能試験及び適性試験を行う(学科試験は、行わない。)
	普通二輪免許	毎月 第1火曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	普通免許	毎週 月曜日 火曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。

田辺市上の山一丁目2番5号 和歌山県警察本部田辺運転免許センター (田辺免許センター)		毎月 第1水曜日		毎週月曜日は、学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、行わない。) 毎月第1水曜日は、技能試験及び適性試験を行う(学科試験は、行わない。)
	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。) 普通二輪免許	毎週 月曜日 火曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 普通二輪免許(公安委員会指定自動車教習所卒業者以外の者)は、学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、行わない。)
	特定失効免許 特定取消免許	毎日 (月曜日、火曜日及び金曜日の午前を除く。)	予約を要しない。	
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第2金曜日 第3金曜日	予約を要する。	予約は、田辺免許センター又は御坊及び白浜の各警察署において、口頭で受け付ける。
東牟婁郡那智勝浦町大字字久井1680番地の1 那智勝浦自動車教習所	普通仮免許 普通二輪免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 技能試験のみを行う(学科試験及び適性試験は、新宮免許センターで行う。)
新宮市三輪崎1148番地の4 和歌山県警察本部新宮運転免許センター (新宮免許センター)	普通仮免許 普通二輪免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。 学科試験及び適性試験を行う(技能試験は、那智勝浦自動車教習所で行う。)
	普通免許	毎月 第2水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	第一種免許及び第二種免許 (公安委員会指定自動車教習所卒業者に限る。)	毎月 第2水曜日 第3水曜日 第4水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センターにおいて、口頭又は電話で受け付ける。
	特定失効免許 特定取消免許	毎日 (月曜日及び水曜日の午前を除く。)	予約を要しない。	
	小型特殊免許 原付免許	毎月 第1水曜日	予約を要する。	予約は、新宮免許センター又は新宮及び串本の各警察署において、口頭又は電話で受け付ける。
指定警察署	小型特殊免許 原付免許	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、指定警察署において、口頭で受け付ける。

和歌山県公安委員会が指定するその他の場所	特定失効免許	申請の都度指定する。	予約を要する。	予約は、第一試験場において、口頭又は電話で受け付ける。 適性試験のみを行う。
和歌山県公安委員会が指定する自動車教習所	普通仮免許 中型仮免許 大型仮免許	計画に基づいて指定する。		

備考1 次の日は、試験を行わない。

- (1) 1月1日から同月5日まで。ただし、1月4日又は同月5日が平日の場合は、当該日に失効免許の適性試験並びに普通仮免許の学科試験及び適性試験を行う。
 - (2) 12月29日から同月31日まで
 - (3) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日。ただし、和歌山県公安委員会の指定する自動車教習所は、日曜日及び土曜日にも普通仮免許の運転免許試験を行う。
 - (4) 災害その他やむを得ない事情の生じた日
- 2 荒天の際には、大型二輪免許及び普通二輪免許の技能試験は行わない。
 - 3 指定警察署とは、橋本、かつらぎ、有田、湯浅、御坊及び串本の各警察署をいう。
 - 4 第一種免許とは、大型免許、中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許、普通二輪免許、小型特殊免許、原付免許及びけん引免許をいう。
 - 5 第二種免許とは、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許及びけん引第二種免許をいう。
 - 6 特定失効免許とは、免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して6月（海外旅行、災害その他一定のやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）を経過しないものの免許をいう。
 - 7 特定取消免許とは、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがある一定の病気にかかっていること等を理由として、免許の取消しを受けた者で、その者の免許が取り消された日から起算して3年を経過しないものの免許をいう。
 - 8 予約は、平日で、かつ、試験の前日までの午前9時40分から午前11時45分まで及び午後1時40分から午後4時45分までの間に限る。
 - 9 受付は、試験場所において、午前の部については午前8時30分から午前9時までの間に、午後の部については午後1時から午後1時30分までの間にそれぞれ行う。
 - 10 受験人員等により、免許種別ごとの試験日等を変更することがある。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第117号

平成22年和歌山県選挙管理委員会告示第69号（個人演説会等の公営施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年12月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

表中

〔 海南市船尾257番地

旧第一中学校体育館

〕を

〔 海南市船尾260番地3

海南スポーツセンター体育館

〕に

改める。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年12月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画特別緑地保全地区の決定
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課